

豊島区居住環境総合整備事業評価委員会設置要綱

令和元年12月2日
地域まちづくり課長決定

(設置)

第1条 豊島区（以下「区」という。）が実施する居住環境総合整備事業について、事業の継続または中止の対応方針を定めることにより、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とし、事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、評価の内容の適否、改善点等について意見を述べるとともに、対応方針について助言を行うことができる。

- (1) 居住環境総合整備事業の評価に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 土木担当部長
- (3) 建築担当部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を主宰する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めるものがその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部地域まちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が庶務と協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、令和元年１２月２日から施行する。